

2014年4月16日

江戸川区長

多田 正見 様

北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業
及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業における
『直接施行』準備行動に抗議する声明

スーパー堤防問題を考える協議会
スーパー堤防・街づくりを考える会
18班スーパー堤防まちづくりを考える会
篠崎・スーパー堤防と道路問題を考える住民の会
江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会

江戸川区土木部区画整理課・経営企画部財政課は、2014年（平成26年）4月15日、江戸川区議会各会派に対し、2014年7月より、標記の事業を進めるため、土地区画整理法第77条による「直接施行」に踏み切る旨の説明を行った。このことは、江戸川区・多田正見区長による、北小岩一丁目計画地域で生活を続けている区民の住宅を強制排除する「区民切り捨て」宣言であり、事実上の「直接施行」実施宣言である。

区は、「江戸川区スーパー堤防取消訴訟」控訴審答弁書において、「2014年4月8日現在において、本件地区内で移転対象となる建物70戸のうち、・・・60戸については、既に建物が除却された状況である」と明記している。「直接施行」準備行動が説明された当日でも、地区内に残っている住宅は9軒あり、移転対象建物70戸の12.8%の住宅が存在し、そのほとんどで区民が生活を続けている。

これらの区民がすべて、江戸川区による「行政処分（2013年7月の『仮換地指定通知』『建築物等除却通知及び照会』において、同年12月16日を期限として除却・立ち退きを求めた内容）」を強い意志をもって拒否してきた者ばかりではない。むしろ、そのほとんどは、江戸川区の処分に応じようとしても応じることが困難な区民である。

応じられない理由を挙げれば、①既に移転を前提にした建物調査に応じてい

るが、同居人ならびに家族の高齢と重篤な病人を抱えている ②仮移転を前提に考えているが、経済的事情により、個人で少しずつ引っ越しをすすめている ③スーパー堤防事業完成後の傾斜地・盛土上生活に対応の見通しが立たず、区に生活再建の対応策を求めているが納得できる回答がない ④一昨年の隣家の火災により「終の棲家」として家屋を建て替えたばかりであり、今の生活を維持したい ⑤江戸川区長の事業の進め方に納得せず、控訴して反対の意思を貫いている、などであり、現在残っている一人ひとは、多くは高齢で、家庭や生活を大切にする、人として当たり前の考えを持つ区民・住民である。

こうした状況下、住民は、既に江戸川区長の処分に沿って転居した同じ町内のなじみの人々に思いをはせつつ、スーパー堤防の盛土工事がいつどのように始まるのかを思い悩み、半年も続けられてきた建て物を破壊する工事や整地工事などの破壊音・振動に耐え、おびえながら暮らしてきた。この過酷さにより、ストレスは否応なく高まり、残って生活している区民の心身の健康を根底から破壊している。

江戸川区長は、これらの責任を100%負うことを自覚すべきである。残っている12.8%の住宅で生活している区民のどこを探しても、住民に「責任」は全くと確信するものである。

2006年（平成8年）6月5日、江戸川区土木部が発行した「北小岩江戸川町会18班まちづくりニュース」第1号において、「スーパー堤防は中止になる可能性はあるのか？」との問いに、「中止することは考えておりません」との回答を記している。江戸川区は、既にこのときから第1ボタンをかけ違え、不安や疑問を持つ区民への説明をないがしろにして事業を強行してきたものであり、反対住民の存在を無視するかのようになり、土地区画整理法に基づく手続きを積み重ね、執行することで、当然の結果として、一割以上に及ぶ施行地区内住宅の強制除却を行う準備に入ったものである。「直接施行」は、東京都全体でも5年間に4件しか行われておらず、少なくとも現段階における判断は到底受け入れられるものではない。

江戸川区長は、直ちに「直接施行」準備行動を撤回し、関係区民・住民との真摯な協議を前提として、区民・住民が健康に生活し続ける権利を守る立場に立ち返ることを強く求めるものである。

以上